

秋田県教育委員会告示第6号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（古文書）に指定する。

令和7年3月21日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

名 称	員数	所在地	所有者
渋江和光日記	98冊	秋田市山王新町14番31号 秋田県公文書館	秋田県

秋田県教育委員会告示第7号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第26条第1項の規定により、次の無形の民俗文化財を秋田県指定無形民俗文化財に指定する。

令和7年3月21日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

名 称	所在地	保護団体
田代岳の岳参り作占い行事	大館市早口字田代山	田代岳の岳参り作占い行事保存協議会

秋田県教育委員会告示第8号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第34条第1項の規定により、次の記念物を秋田県指定史跡に指定する。

令和7年3月21日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

名 称	所在地	所有者
日和山方角石	能代市能代町後谷地外2国有林155林班い小班の内	国（農林水産省）

秋田県教育委員会告示第9号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第34条第1項の規定により、次の記念物を秋田県指定史跡に指定する。

令和7年3月21日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

名 称	所在地	所有者
丁刃森方角石	にかほ市平沢字画書面10-1の内、10-3の内、 10-4の内、11-1の内	平沢町内自治会、TDK株式会社、にかほ市平沢財産区

秋田県教育委員会告示第10号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第34条第1項の規定により、次の記念物を秋田県指定史跡に指

定する。

令和7年3月21日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

名 称	所在地	所有者
沖の島方角石	にかほ市金浦字港嶋13-2の内	にかほ市

秋田県教育委員会告示第11号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第34条第1項の規定により、次の記念物を秋田県指定史跡に指定する。

令和7年3月21日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

名 称	所在地	所有者
蛸満寺方角石	にかほ市象潟町字象潟島2の内	蛸満寺